



2025年2月吉日

お客さま 各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

当行へお届け済の「在留期間更新」についてのお願い

平素より、きらやか銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、在留期間が間もなく経過される外国籍のお客さまへ、在留資格・在留期間を確認をさせていただいておりますが、2026年4月以降、当該期間満了日までに在留期間更新のお届出がない場合、当行「預金規定」に基づき、満了日の翌営業日よりお取引の全部または一部を制限させていただきますので、お早目のお手続きをお願いいたします。

以上

！！在留期間満了日までに、速やかにご提出ください！！

【ご返送（ご持参）頂くもの】

- ①当行より送付する「お取引目的・ご職業等のご確認」
- ②更新後の在留カード両面の写し（窓口へご持参される場合は原本をご提示ください。）
写しをとられる際は、在留カード全体が写るよう用紙中央にお願いします。

※ 在留カード更新手続中の場合は、上記②の代わりに次の書類のいづれか1つをご返送ください。

- ・在留カード裏面の在留期間更新等許可申請欄写し
- ・出入国在留管理庁からの申請受付に係るメールの写し

この場合でも、在留カードが更新されましたが、改めて更新後の在留カード両面の写しをご提出ください。

更新後の在留カードの提出がない場合、再度、お取引を制限させていただきます。

《ご参考：普通預金規定（抜粋）》

12の2. 取引の制限等 (3)

日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により届け出してください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することができます。

ご不明な点がございましたら、下記フリーダイヤルへお問合せください。

0120-32-4415

受付時間 9:00~17:00

（土・日・祝日等 銀行窓口休業日を除く）